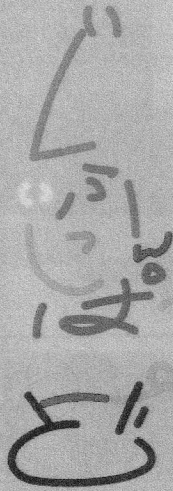


クレジットカード会社からインターネットご利用時のお願い

このくだおれ太郎は何という言葉でできているでしょうか？



正解:ふいつしんく ばすカード

フィッシング詐欺被害防止のために気をつけること

- 1. 添付URLをクリックしない
- 2. 安易に個人情報を入力しない
- 3. ID/パスワードを使い回さない



大阪府警察本部サイバー犯罪対策課 制作:HAL大阪 グラフィックデザイン学科 協力:株式会社くだおれ

大阪府クレジットカード犯罪対策連絡協議会

振り向いて
あなたの後ろに
迫る影

重要!

銃刀法改正により、クロスボウ(通称:ボウガン)の所持が、許可を受けた場合等を除き、**禁止**されます。

令和4年3月15日から施行

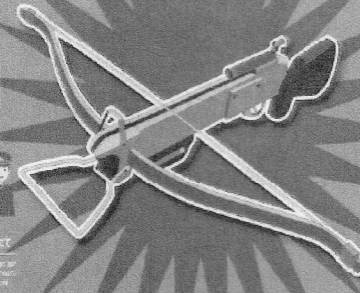
クロスボウ所持禁止

銃刀法改正の趣旨を踏まえ、令和4年3月15日以降に所持し施行の日付が不法所持となり、令和4年3月15日以前であっても、クロスボウの所持は違法所持となります。

「どんなクロスボウが所持対象になるの?」
銃刀法改正の対象となるクロスボウは、銃刀法第10条第1項第2号に規定する「銃刀法上のクロスボウ」です。

無償で処分します!
対象となるクロスボウの廃棄費用は、お持ちのクロスボウの所有者が負担してください。

詳細は警察庁ホームページ
https://www.police.go.jp/kyouka/sakubai/kyouka.html



許可制に!

近年、クロスボウが使用された凶悪事件が相次いで発生したことを受け、令和3年6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、令和4年3月15日から施行となります。
施行日以降、クロスボウの所持が原則禁止となり、今後は許可制となります。
なお、クロスボウを不法に所持した者は、罪(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)に問われることとなります。

Twitterで地域安全センターの活動を紹介しています

[公式]大阪府治安対策課 @osaka_chiantal

フォローする

暴力団から不当要求を受けていませんか?

ひょっとしたら契約やクレームの相手が暴力団かも。
暴力団や半グレから脅されたり、お金を要求されている など

暴力団に関する相談は、すぐに暴追センターに相談して下さい



- 暴力団を恐れない
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団を利用しない
- 暴力団と交際しない

大阪府警察・(公財)大阪府暴力追放推進センター



公益財団法人
大阪府暴力追放推進センター
TEL 06-6910-8930
<https://www.boutsui-osaka.or.jp>



このポスター(サイズB3)をご希望される方は、当センターまでご連絡下さい

公益社団法人大阪府防犯協会連合会では、賛助会員を募集しています。

- 【年会費】
- ◇ 団体・企業 ~ 1口5万円(複数口加入も可)
 - ◇ 個人 ~ 1口1万円(複数口加入も可)

◆ 当連合会の賛助会費は、税制優遇措置(税額控除又は損金算入)の対象となります。